



捨印

# 過誤納金還付請求権譲渡通知書 (自動車税用)

年 月 日

愛媛県 地方局長様

## 譲渡人 (納税義務者)

住所

(所在地)

氏名

印

(名称及び代表者氏名)

(法人の場合は代表者印)

連絡先電話番号

( )

私が有する下記過誤納金の還付請求権は、年 月 日に次の者へ譲渡したので通知します。

## 記

税目	自動車税		過誤納金発生事由 (いずれかを○で囲む)	抹消・減免・重複納税 その他 ( ) ※平成18年度より県外管出時は還付 になりません。
年度	年度		過誤納金発生 原因日	年 月 日
登録番号	愛媛		過誤納金発生 原因日	年 月 日
※ 過誤納金額 (記入しないで下さい。)	円		備考	
譲受人住所 (〒 - )				
譲受人氏名				
連絡先電話番号 ( )				
口座振替 (口座振替を希望する 場合のみ記入)	銀行 信用金庫 農業協同組合		支店 支所 出張所	1 普通 2 当座 3 納税準備
	口座番号		口座名義人 (かた) (譲受人と同一)	

## (注意事項)

- 過誤納金が発生する原因が生じた日 (廃車日、重複納税した日など) の属する月の翌月10日までに提出してください。ただし、月初め (6日頃まで) に重複納税した場合は当月10日までに提出してください。それ以降の提出分は譲渡人に還付されることがあります。
- 債権の譲受人に県税の滞納がある場合には当該未納の徴収金に充当されることがあります。
- この通知書は、定置場所管の地方局税務 (管理) 課へ提出してください。
- ※欄の過誤納金額については地方局税務 (管理) 課で記入します。
- 本人が窓口提出する場合以外は、譲渡人欄に実印を押印し、その印鑑証明書 (コピー不可) を添付して下さい。なお、印鑑証明書は譲渡した日から遡って6ヶ月以内に発行されたものとして下さい。
- 現住所と課税住所が異なる場合は、移転を証明する住民票 (個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの) 又は戸籍の附票、さらに、愛媛ナンバー不明の場合は車検証の写しを添付して下さい。